

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成26年度
計画主体	北広島市

北広島市鳥獣被害防止計画（案）

< 連絡先 >

担当部署名 北広島市経済部農政課
所在地 北広島市中央4丁目2番地1
電話番号 011-372-3311
FAX番号 011-372-0888
メールアドレス nousei@city.kitahiroshima.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、アライグマ、キツネ、鳥類
計画期間	平成26年度～平成28年度
対象地域	北海道北広島市（全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成25年度）

鳥獣の種類	品目	被害の現状	
		被害面積	被害金額
エゾシカ	大根	0.13ha	382千円
	馬鈴薯	0.16ha	344千円
	ニンジン	0.03ha	102千円
	カボチャ	0.13ha	197千円
	スイートコーン	0.03ha	23千円
	ブロッコリー	0.13ha	417千円
	デントコーン	0.05ha	21千円
	レタス	0.01ha	36千円
	イチゴ	0.02ha	467千円
	その他野菜	0.06ha	118千円
	計	0.75ha	2,107千円
アライグマ	カボチャ	0.03ha	45千円
	スイートコーン	0.04ha	31千円
	スイカ	0.03ha	246千円
	イチゴ	0.01ha	233千円
	計	0.11ha	555千円
キツネ	大根	0.01ha	29千円
	スイートコーン	0.05ha	39千円
	ブロッコリー	0.02ha	64千円
	キャベツ	0.01ha	27千円
	スイカ	0.03ha	246千円
	イチゴ	0.01ha	233千円
	飼料ロールパック （穴あけ被害）	20ロール	64千円
	計	0.13ha	702千円
鳥類	大根	0.03ha	88千円
	ブロッコリー	0.06ha	192千円
	キャベツ	0.01ha	27千円
	レタス	0.04ha	146千円
	イチゴ	0.01ha	233千円
	その他野菜	0.02ha	28千円
	飼料ロールパック （穴あけ被害）	25ロール	80千円
	計	0.17ha	794千円
合計	1.16ha	4,158千円	

(2) 被害の傾向

エゾシカ	農作物の播種期から収穫期までの長期間にわたり市内全域で出没し、大根、馬鈴薯、カボチャ、ブロッコリーなど農作物全般にわたる食害、踏み付け等の被害がある。近年では、道路周辺での出没がみられ、車両との衝突事故が発生している。農作物の被害は、エゾシカによるものが最も大きい。
アライグマ	野菜、イチゴ、スイカ等の被害がある。
キツネ	野菜、イチゴ、スイカ等の被害が目立ち、その他、家畜飼料のロールパックに穴を開けるなどの被害がある。
鳥類	レタスなど野菜の定植時の苗の食害、イチゴ、その他、家畜飼料のロールパックに穴を開けるなどの被害がある。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（平成25年度）		目標値（平成28年度） 現状値の30%軽減	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
エゾシカ	0.75ha	2,107 千円	0.52ha	1,475 千円
アライグマ	0.11ha	555 千円	0.08ha	389 千円
キツネ	0.13ha	702 千円	0.09ha	491 千円
鳥類	0.17ha	794 千円	0.12ha	555 千円
合 計	1.16ha	4,158 千円	0.81ha	2,910 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題															
捕獲等に関する取組	<p>【エゾシカ】 猟友会の銃器及びくくりわなによる捕獲(下表) 北広島市営農指導対策協議会のくくりわなによる捕獲(下表:捕獲頭数 平成25年度冬期に実施の試験捕獲頭数を含む)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>猟友会</td> <td>12 頭</td> <td>21 頭</td> <td>24 頭</td> <td>31 頭</td> </tr> <tr> <td>営農指導対策協議会</td> <td></td> <td></td> <td>4 頭</td> <td>11 頭 内冬期捕獲数 (6 頭)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H22	H23	H24	H25	猟友会	12 頭	21 頭	24 頭	31 頭	営農指導対策協議会			4 頭	11 頭 内冬期捕獲数 (6 頭)	<p>エゾシカが出没する農地や森林が、民家や道路、ゴルフ場等に近いことなどから銃器による駆除は、制約があり限定的となっている。 くくりわなについては、農業者の免許取得者を増やし、自らわなを設置してエゾシカの捕獲に取り組むことが求められる。</p>
	年度	H22	H23	H24	H25												
	猟友会	12 頭	21 頭	24 頭	31 頭												
	営農指導対策協議会			4 頭	11 頭 内冬期捕獲数 (6 頭)												
<p>【アライグマ】 農家の要請に応じ、畑、納屋等で箱わな(40箱)を設置し、捕獲(市環境課)を実施。</p>	<p>相当数(毎年20~50頭程度)を捕獲しているが被害がなかなか減少しない。</p>																
<p>【キツネ】 市及び農家の要請に応じ、猟友会による銃器での捕獲を実施。</p>	<p>相当数(毎年10~20頭程度)を捕獲しているが被害がなかなか減少しない。</p>																
<p>【鳥類】 市及び農家の要請に応じ、猟友会による銃器及び受託業者による箱わなでの捕獲を実施。</p>	<p>生活環境被害防止を含め、相当数(毎年1300~1500羽程度)を捕獲しているが被害がなかなか減少しない。</p>																

防護柵の設置等に関する取組	<p>市の農業振興奨励事業として、主にエゾシカによる農業被害の防止を図るための電気柵設置に係る費用の助成（市 1/3、農協 1/3）</p> <p>平成 22 年度実績 18 件、27ha、3,577,085 円</p> <p>平成 23 年度実績 22 件、24ha、3,766,070 円</p> <p>平成 24 年度実績 22 件、8.4ha、1,313,097 円</p> <p>平成 25 年度実績 22 件、7.6ha、1,190,586 円</p>	<p>防護柵は、広範囲にわたる整備が必要なこと、費用が嵩むこと、春先に防護柵を設置し秋に撤去するなど管理労務の増加等の課題がある。</p>
---------------	--	---

(5) 今後の取組方針

<p>【エゾシカ】 銃器及びくくりわなによる捕獲数の増加を図り被害の軽減に努める。また、ほ場への電気柵等の設置については、引き続き支援する。 くくりわなによるエゾシカ捕獲技術に関する講習会の開催。</p>
<p>【アライグマ】 箱わなの設置による捕獲を引き続き実施する。</p>
<p>【キツネ】 銃器による捕獲を引き続き実施する。</p>
<p>【鳥類】 銃器や箱わなによる捕獲を引き続き実施する。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>関係機関及び団体で構成する北広島市鳥獣被害防止対策協議会を設置し、情報交換及び連携により効果的な捕獲に取り組み、有害鳥獣による農業被害を最小限にとどめる。</p>
--

(2) その他捕獲に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 26 年度 ～ 平成 28 年度	エゾシカ	くくりわなによるエゾシカ捕獲技術に関する講習会の開催。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲・駆除頭羽数に基づき設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
エゾシカ	35頭	35頭	40頭
アライグマ	外来生物法の対象鳥獣であることから、可能な限り捕獲するものとし、特に計画数を設定しない。		
キツネ	20頭	20頭	20頭
鳥類	1500羽	1500羽	1500羽

捕獲等の取組内容
捕獲予定場所は、北広島市内一円（エゾシカについては、北海道の鳥獣捕獲許可に係る区域）とし、原則、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号」に規定する場所（鳥獣保護区、休猟区、社寺境内等）を除く。 捕獲の実施予定時期は、冬期間の捕獲が見込めることから、1年を通して行うこととし、捕獲手段は銃器及びわな等により実施する。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
無し	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	26年度	27年度	28年度
エゾシカ	侵入防止柵（電気柵）は、被害防止に大きな効果があることから、被害状況の把握、先進地域の情報収集を行い侵入防止柵の設置による効果的な活用を図る。		

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
無し		

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
厚別警察署	対象鳥獣出没時における人身事故防止及び安全確保措置、通常のパトロール時における状況把握等の外、住民への注意喚起
北広島市	対象鳥獣出没時における関係機関への連絡及び協力要請、安全確保対策、通常のパトロール及び情報収集、その他住民への注意喚起の実施等
北海道猟友会札幌支部北広島部会	非常時の協力

(2) 緊急時の連絡体制

別図のとおり

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	北広島市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
北広島市	協議会事務局の運営 協議会構成団体との連絡調整 鳥獣保護法に基づく捕獲許可申請事務 鳥獣被害防止対策の実施等
北海道猟友会札幌支部 北広島部会	鳥獣の捕獲の実施（銃器・くくりわな） 鳥獣被害防止対策の実施及び協力等
石狩農業改良普及センター	鳥獣被害防止に係る指導、助言等
道央農業協同組合 恵庭・北広島営農センター	各組合員からの鳥獣被害情報収集・提供等
農業者	鳥獣被害防止対策への協力及び鳥獣に関する情報提供（狩猟免許有資格者）

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
石狩振興局農務課	鳥獣被害防止計画の策定指導 鳥獣被害防止総合対策事業の指導
石狩振興局環境生活課	鳥獣捕獲対策の窓口（捕獲許可等）
厚別警察署	安全確保対策等の情報の共有
北広島市営農指導対策協議会	鳥獣被害防止対策実施等 構成機関 道央農業協同組合、石狩地区農業共済組合 恵庭土地改良区、北広島市農業委員会 石狩農業改良普及センター、北広島市

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

無し

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣市町等と情報交換を行い、対象鳥獣の生息や行動の把握等の情報を共有する。

7 . 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体又は残滓は、関係法令を遵守し、埋設等による処分を行う。

8 . その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

北広島市鳥獣被害防止対策協議会において、被害状況等の情報を共有し、関係機関相互の協力のもと鳥獣被害防止に努めることとする。